

ゆたか児童クラブ（放課後児童クラブ）のしおり

放課後児童クラブとは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後及び春・夏・秋・冬休み、土曜日などの学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊び等の指導を通して、その児童の健全な育成を図ることを目的とするとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図る施設です。

◎対象となる児童(入所の要件)

市内に住所を有し、ゆたか小学校に在籍する、次のいずれかに該当する児童。

- ①保護者の就労により、昼間の時間に常時家庭が留守で、児童の保育ができない場合。
- ②保護者が疾病などにより、児童の保育ができない場合。
- ③保護者が家庭にいる病人などの看護にあたるため、児童の保育ができない場合。
- ④その他、特別な理由により保護者が児童の保育ができない場合。

1. 施設名称等 **ゆたか児童クラブ**（ゆたか小学校内専用室）

2. 運営主体 社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会

3. 保育方針、保育内容、放課後児童支援員（以下、支援員）の配置

- ①保育方針：家庭的な雰囲気の中で、児童の自主性・主体性を重んじ、自由でのびのびとした人間性豊かな保育を行います。
- ②保育内容：児童は、支援員等の指導や援助のもと、毎日の生活の中で様々な体験を通じて成長・発達していきます。そのために、一人ひとりが大切にされ、仲間や支援員と楽しく遊び、生活できるよう環境づくりに配慮した保育を行います。
- ③指導員の配置：入所児童の定員は40名のため、支援員を常時2名以上配置し、そのうち1名は、基準に定める資格を有する放課後児童支援員を配置します。
※放課後児童クラブ運営指針を活用し、児童クラブの運営が適切かつ安全・安心を確保し、より望ましい環境に出来るように努めます。

4. 開所（保育）時間

○月～金曜日(平日)・・・放課後から午後6時30分まで

※必要な場合は延長保育(18:30～19:00)を行います。

○土曜日、春・夏・秋・冬休み学校の休業日等

・・・原則として午前8時から午後6時00分まで

5. 休所日

○日曜日及び祝日(国民の祝日等に関する法律)

○年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

○学校保健法の定めにより(インフルエンザ等)学校が臨時休校となった場合

- 台風等の災害により学校が臨時休校となった場合（学校が定める休業日も同じ）
- その他、特別に休所を必要とする日

6. 入所申し込み手続

① 募集対象児童

- 1) 市内に住所を有し、ゆたか小学校に在籍する児童。
- 2) 保護者が就労するなどの事情により放課後に保育が出来ない児童。
- 3) 1年間を通して利用する児童。

② 申し込みに必要な書類

- 1) 放課後児童クラブ入所申込書
- 2) 保護者が昼間保育の出来ない状況を証明する書類
 - ・保護者の就労証明書、就学証明等
 - ・疾病や介護の状況がわかる診断書等
- 3) その他、家庭の状況により必要な書類の提出をお願いする場合があります。

③ 入所申し込み受付期間、受付場所

- 1) 受付期間 平成30年12月3日（月）～12月14日（金）（必着）
- 2) 書類の提出は、豊見城市社会福祉協議会(市社会福祉センター内)へお願いします。

(注)書類に不備がある場合は、受付出来ません。

7. 児童の登降所

- 児童は学校の授業終了後、学校内の児童クラブに登所します。
- 平日の降所及び学校休業日の登降所は原則として保護者の送迎をお願いします。
- 代わりの方が迎える場合は、事前に連絡をお願いします。

8. 各種連絡

- 欠席、早退については、保護者がクラブへ連絡して下さい。
- ⑩感染症・伝染病のときは、完治してから利用をお願いします。
- 子どもの健康状態や短縮授業等についても支援員へお知らせ下さい。
- 学校の担任の先生に、児童クラブに入所していることを連絡して下さい。

9. 持ち物、お弁当・おやつ

- 持ち物にはすべて名前を記入してください。
- 着替え用の衣類は毎日持たせて下さい。
- クラブが指示する日においてはお弁当・水筒を持参させてください。
- クラブで手作りを行う場合もあります。その際は事前に連絡します。
- 児童に現金を持たせて、弁当を買いに行くことは禁止します。
- 長期休業日（夏休み）の昼食については、弁当を持参させるか希望によりケータリングが利用できます。
- おやつ代として保育料とは別に負担をお願いします。

○おやつは手作りや市販のお菓子・果物等を提供することがありますので、食物アレルギー等については必ず事前に相談下さい。

10. 各種届け出

- 住所、連絡先等の変更がある場合は、速やかに届け出てください。
- 長期に休む場合、クラブをやめる場合は、速やかに届け出てください。

11. 保育料

- 保育料は、月額 8,000 円とし、学校長期休業時には加算があります。
(学校長期休暇時加算：夏季 5,000 円、冬季 2,000 円、学年末 1,000 円、学年始 1,000 円)
- 保育料は原則として、口座振替で納めていただきます。
- 正当な理由なく、保育料を滞納した場合、退所していただくことがあります。

12. 安全管理

- ①児童の出欠・体調確認等の安全確認、保護者との連携に努めます。
- ②クラブで病気・怪我・事故等が発生した場合は、適切な対応を行うとともに保護者へ連絡します。
- ③入所児童は、傷害保険に加入していただきます。(保険料は保護者負担をお願いします)
- ④児童の体調について心配がある場合は、必ず支援員にお知らせ下さい。
- ⑤通所時の災害等非常時においては、支援員が安全の確保に努めますが、保護者に連絡を取り、できるだけ早めにお迎えに来ていただきます。
- ⑥安全対策に関する各種マニュアル等を整備し、適切な対応を行います。
- ⑦学校及び地域関係機関と連携した見守り等の実施に努めます。

13. その他

- ①必要のないお金やおもちゃ等は、クラブには持たせないで下さい。
- ②宿題等について声かけはしますが、内容の確認は各家庭で行って下さい。
- ③クラブ日より、通知文等を必要に応じて発行します。
- ④クラブに関する問合せは、クラブ又は社会福祉協議会 8 5 6 - 2 7 8 2 へお願いします。

※保護者にご負担をお願いするもの。

1 1. 保育料等

区 分	単位期間	金 額	長期休業期間の利用加算
年間を通じて利用する場合 (年度途中の利用又は中止を含む。)(全学年共通)	1 月	8,000 円	夏 季 5,000 円 冬 季 2,000 円 学 年 末 1,000 円 学 年 始 1,000 円

◎その他の費用

- 1、おやつ・材料代 (1 月) 1,000 円
- 2、傷害保険料入所時 1 回 1,000 円
- 3、行事費 実費